

地域連携推進会議に関するQ&A

ここでは市内事業所から多く寄せられたご質問などをまとめております。今後、発出される各種通知等を踏まえて、内容が変わることがありますので、ご注意ください。

1. 会議について

疑義	回答
同一法人で複数の入所系事業を運営しているが、会議は複数事業所分を1回にまとめて開催できるか。	できません。 一事業所につき1回の会議を行ってください。
同一法人で通所系事業を運営しているが、通所系事業の取り組みについて紹介しても問題ないか。	問題ありません。 ただし、本会議の主旨は入所系事業に係る地域連携ですので、通所系事業については参考程度にしてください。 なお、現時点では義務化されてはおりませんが、通所系事業の地域連携推進会議を行うこともひとつの手段かと思っておりますので、ぜひご検討ください。
会議のタイムスケジュールや取り入れなければならない議題などはあるか。	地域連携推進会議の手引きに「5. 会議の議題の内容」がございます。ここに議事次第例が掲載されていますのでご参考ください。 ただし、本会議の主旨は地域連携の推進ですので、構成員との意見交換の時間は十分に確保されるよう時間割りを作成願います。
事業所の悪い点を知られると近隣住民の目が厳しくなりそうで、利用者の不利益になると感じるが、公開内容を調整してもいいか。	個別の利用者の不利益に繋がる情報まで公開する必要はありません。個人情報の取扱いやプライバシー保護の範囲で議題をまとめてください。 事業運営の範囲で課題とを感じる点があれば臆せず議題に挙げ、ぜひ活発な意見交換を求めてください。
福祉のことを何も知らない人からの意見まで聴取する必要があるのか。	福祉的見地によらない視点からの意見も大事です。些細なことでもいいので話題に挙げてみてください。視野を広げる良い機会になると思います。

2. 構成員について

疑義	回答
<p>構成員選出はどのようにすればいいのか。</p>	<p>過年度までの実績として、自治会長、民生委員、計画相談支援員、同地区の他事業者の他、近隣住民、近隣の商店経営者、同地区の幼稚園園長などのご参加がありました。 いずれの選択でも承諾書に必ずご署名いただくとともに、個人情報の漏洩に十分にご留意いただきますようご理解を求めてください。</p>
<p>法人代表や理事などの出席は制限されるか。</p>	<p>事業者側の参加制限はございませんが、法人理事は構成員としては数えられませんのでご注意ください。また、構成員よりも事業者側の人数が多いと、萎縮してしまい意見が出づらいので、事業者側の出席者数をご配慮願います。</p>
<p>市職員は事前の知らせなく参加してもらえるのか。</p>	<p>事前に参加依頼がない状態で市職員が会議にお伺いすることはありません。市職員であっても構成員のひとりですので、かならず参加依頼と承諾書への署名が必要です。</p>
<p>構成員から回収した承諾書の取扱いはどのようにすればいいのか。</p>	<p>事業者側で保管をしてください。市への提出は不要です。</p>
<p>事業者としては別法人であるため、系列会社から「経営に知見のある人」を選出したが問題ないか。</p>	<p>本会議の主旨は地域連携の推進ですので、特段の事情がない限りは系列会社の従業者等は構成員にはなり得ません。</p>

3. 住居見学について

疑義	回答
施設の共用部のみの見学で問題ないか。	事業所の実態を知ってもらうために、居室の中やトイレ、浴室なども含めて見学させていただきます。よって、本会議について利用者へも事前に説明し、理解を得てください。
構成員の都合がなかなか揃わず、施設見学ができない。	会議は参集して行いますが、施設見学はすべての構成員が揃わないと行えないものではありません。都合のついた構成員から順に見学にお誘いください。
構成員の都合がなかなかつかないので、施設見学を会議に参加した事業者役員が行ってもいいか。	施設見学は構成員が行います。構成員ではない者が見学をしても実績にはなりません。時間帯や曜日を工夫してお声かけください。